

十九八七

六 五 四

三 二 一

○ 個人財務省告示第十四年二月三十日基づき、平成二十六年八月九日向
けの告示の二百六十七号

経利発発過率行行利価日子格の

振額最低額面金単位

用振等替法の適

平成二十六年四月三十日基づき、平成二年四月三十日向
けの告示の二百六十七号

(一) 年額平す額の振
○面成るの記替
各取扱機関は、
パ円年
一にセ
ンとき
ト百七
円日
に加

〇金二十
額十
九百四
倍は規
定年記
金録に
額はよ
る振
低替
も額口
の面座
と金簿

一十額の定以律社^一（財の東五個
万一面振の下^一（債第平源施日年^一）
円万金替適^一（平成六成の策本^一
円額機関^一（株十二確を大震利付
で開用を振替^一（式十九保実施付
八は受法^一（十三等に震災付
百日^一（第三年關するから付
二本^一（法律振四法^一（年關するから付
十銀^一（法律替項^一（法律するため復券^一
七行^一（第七に特別復券^一
七億^一（七十一十別復券^一
三^一（三十十十復券^一
百^一（十五七措置^一
五^一（五七七置^一
。そ^一（法^一
規^一（号^一
。）^一（法^一

第四条第十七日より告示する。内閣大臣、安住淳

払込み

え、次の算式により算出した金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.19}{100} \times \frac{365}{2}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額へただし、当該国債を発行時ににおいて取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。成二十五年一月十五日を支払す次その期平成二十五年一月十五日を支払期及び第十三号に支払う。ただし、支払額を支払う。同じように計算し、次の算式により算出しする号が銀行休業日に当たるとときは、同じように計算して規定

十一 初期利子

十二

後第二期以

てを毎年一月十五日及び六月間においその日以前各支払期に属する

$$\text{額面金額} \times \frac{0.19}{100} \times \frac{1}{2}$$

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

(一) 式 次 う 五 中 日 平 額 平 利

す 生 に 第 る 個 入 に て の 出 る な に 額 ま ら に の こ 年 途 本 成 子
 る し 規 六 省 人 経 は と 端 し 金 お 稟 × 額 で 平 平 よ 区 と 七 换 銀 二 金 二 支
 へ な 定 十 令 向 過 一 し 数 、 額 、 当 $\frac{79.685}{100}$ - 額 金 の 年 二 成 分 と 月 金 行 十 額 ト
 次 い す 八 (け 利 円 、 が そ は 受 す $\times \frac{2}{100}$) + 額 金 の 間 二 算 に し 十 の 四 百 九 払
 号 銘 る 号 平 国 子 と 一 生 の 、 入 る $\times \frac{2}{100}$ (利 滞 過 利 予 に た 出 応 、 五 買 本 年 円 う
 に 柄 受) 成 債 に す 円 じ 算 次 経 金 額 - 予 に た 有 し じ そ 日 取 店 七 に 七 。
 お に 入 第 十 の 相 る に た 出 の 過 額) - 予 に た 有 し じ そ 日 取 店 七 に 七 。
 い つ 経 四 四 発 当 。 満 場 結 算 利 一 七 金 そ 買 後 は は 十 き 五
 て い 過 条 年 行 す た た 合 果 式 子 入 稟 予 に た 有 し じ そ 日 取 店 七 に 七 。
 同 利 第 財 等 る だ な に に に に に 五 五 す れ 額 い 成
 じ は 子 十 務 に 金 し い は 円 よ 相 予 に た 有 し じ そ 日 取 店 七 に 七 。
 。 零 が 二 省 関 額 、 場 切 未 り 当 利 予 に た 有 し じ そ 日 取 店 七 に 七 。
) と 発 項 令 す は 受 合 捨 滿 算 す 前 か 。 算 、 行 十

$$\text{額面金額} \times \frac{0.19}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

\times 365

(二) 平成二十六年一月十五日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

十八 中途換金の特例

個七債かる百害とつ条法のみのと受けるとけ国債を有する者（ほか、個人
人月をつ災十救すての律、居きにはその相扶養信託契約規定期定法号
向十有た害八助るは十第地住する市町村続（昭）人が、死託契約規定期定法号
け五すとが号法。、九六方自治法（昭）扶養第一項に規定したの
国日るき発（）当第十一条の四第一項に規定したの
債前前に生に昭の該一七治法（昭）扶養第一項に規定したの
のでがはしよ和区市項号（）扶養第一項に規定したの
中あ、当、る二域又の（）扶養第一項に規定したの
途つ平該当救十には指第（）扶養第一項に規定したの
換て成個該助二お當定二和特が、死託契約規定期定法号
金も二人災の年い該都百二別、死託契約規定期定法号
を、十向害行法て市市五十区又亡契約規定期定法号
請当五けにわ律、のに十二年をはしあそたの
求該年国かれ第災区あ二年含そたの

する」とがでかるものとし、その買取金額は、次の図々に応じ、それぞれの算式により算出した

(一) 金額とす
る平成二十五年七月十五日から平成二十五年七月十五日までの間に相当する金額

$$= \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額}$$

(二) 平成二十五年一月十五日前の場合

$$= \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額})$$